PRESS RELEASE

2014年3月20日 株式会社プロポライフ www.propolife.co.jp

報道関係各位

補償で中古住宅の不安解消・すまい給付金の対象にも

「既存住宅売買瑕疵保険」付与サービスを開始

リノベーションマンション物件で3月20日から

総合不動産企業の株式会社プロポライフ(本社:東京都中央区八重洲)は、戸単位の再販リノベーションマンション事業で販売している「クロニクルマンション」物件において、2014年3月20日(木)より、「既存住宅売買瑕疵保険(保険商品名:あんしん既存住宅売買瑕疵保険)」を付与するサービスを開始します。当サービスを通じ、ご購入者は保険に関する自己負担なしで、万が一の住宅補修費用が支払われる対象となります。また住宅ローン減税適用や、4月から始まる「すまい給付金」の支給対象となるメリットが生じます。



■「既存住宅売買瑕疵保険」について

瑕疵保険の「瑕疵(かし)」とは、傷や欠陥のこと。物件のお引渡し完了後に、万が一、雨漏りや構造上の欠陥が見つかり、仮に売主が倒産していたとしても、その補修にかかった費用がお客様に支払われる保険です。当社のクロニクルマンション物件は、一部対象外(当保険適用外となる物件他)の物件をのぞき、当保険がサービスとして付与されます。

■当サービスのメリット

<1. 保証期間2年・最大500万円を補償>

万が一、ご購入された物件に欠陥が見つかった場合でも、最大500万円(保証期間は2年間) までの保証が行われるので、いざというとき安心です。また加入時の検査費用、保険料は当社 が負担します。お客様が保険費用をご負担いただく必要はございません。

< 2. 物件の事前検査で安心感を>

当保険に加入するためには、住宅の基本的な性能について、専門の建築士による事

前現場検査に合格することが必要です。つまり、保険に加入できるだけの基準・性能が確認された住宅を取得できるということになります。

<3. 住宅ローン減税の可能性も>

2013年度の税制改正に伴い、中古住宅取得時の特例適用に必要な書類として、既存住宅売買瑕疵保険の保険付保証明書が加わりました。つまりこの証明書があれば、本来は住宅ローン減税や登録免許税の軽減を受けることができない「築年数が20年を超える木造住宅」や「築年数25年超の耐火住宅」でも、優遇措置が適用される場合があります。

く4. すまい給付金の支給対象に>

今年4月から開始予定の「すまい給付金制度」の給付要件の一つにもなっています。その他の 要件を満たせば、給付金が支給されます。

*すまい給付金は、消費税率引き上げによる住宅取得者の負担を緩和するために国が導入を予定している制度です。消費税率8%時は収入額の目安が510万円以下の方を対象に最大30万円、10%時は収入額の目安が775万円以下の方を対象に最大50万円給付することとしています。

すまい給付金公式 HP: http://sumai-kyufu.jp

■付与される瑕疵保険の概要

国土交通大臣が指定した住宅専門の保険会社である、株式会社住宅あんしん保証が提供する「既存住宅売買瑕疵保険」です。

保 険 名:あんしん既存住宅売買瑕疵保険

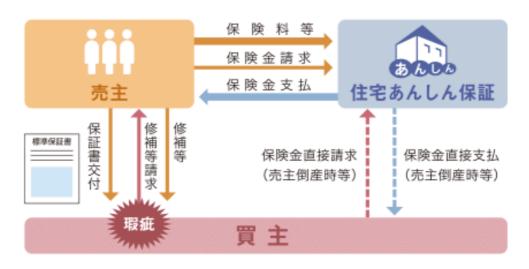
保険期間:引渡から2年間

保険対象:基本構造部分(構造耐力上主要な部分・雨水の侵入を防止する部分)の瑕疵

保証限度額:500万円(1住戸あたり)

公式 HP: http://www.j-anshin.co.jp/service/kizonbaibai/

<あんしん既存住宅売買瑕疵保険の仕組み>



(出所:株式会社住宅あんしん保証 http://www.j-anshin.co.jp/service/kizonbaibai/)

■ サービス対象物件

サービス対象物件は下記のクロニクルマンション HP からご覧いただけます。一部物件は保険対象 外となりますのであらかじめご了承ください。その他、ご質問については下記のお客様専用フリー ダイヤルまでお問合せください。

■サービス開始の経緯

プロポライフのリノベーションマンションであるクロニクルマンション物件は、当社基準に則り、各工程で厳密なる検査を行った上で販売しています。また最長2年の自社アフターサービス保証をお付けしていますが、お客様がより安心して中古のリノベーションマンションをご購入いただけることを目指し、当サービスを開始することになりました。首都圏を中心に中古住宅の市場が拡大するなか、お客様にとってより魅力的なリノベーションマンションの開発とサービスの充実に努めてまいります。

クロニクルマンション公式 HP: http://chro-mansion.com

お客様専用フリーダイヤル: 0120-60-2423

本件に関するメディアからのお問合せ

株式会社プロポライフ 広報部:澤田 sawada-y@propolife.co.jp

> TEL: 03-3242-9508 FAX: 03-3242-9509

▼ 株式会社プロポライフについて

所 在 地:東京都中央区八重洲2-5-12プレリー八重洲ビル5F

代表者:代表取締役社長 野澤泰之

設 立: 2006年8月 資本金: 9,900万円

事業内容:新築マンションの分譲・販売代理、土地・新築戸建ての分譲・販売、中古マンション・戸建ての分譲・販売、リノベーションデザイン・施工、不動産仲介(売買・賃貸)、不動産買取、コンサルティング等